

神戸市市民福祉調査委員会 第3回介護保険専門分科会

日時 平成27年2月16日（月）午後4時00分～午後5時31分

場所 神戸市役所1号館 14階 大会議室

出席者 大和分科会長，沼本委員，松原委員，本澤委員，有本委員，億川委員，小田委員，西委員，坏委員，増山委員，伊賀委員，花岡委員，松井委員，北川委員，酒井委員，佐々木委員，山本委員，片岡委員，近藤委員，松倉委員，水嶋委員，青木委員，人見委員，高瀬委員，梅田委員，森本委員、吉田代理

I 開会

II 定足数の確認 会議は有効に成立

III 保健福祉局長あいさつ

IV 分科会長の選任

V 議事

【審議事項1】第6期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画案について
⇒事務局から資料説明

○分科会長

それでは、ただいま事務局からご説明いただきました計画案について、審議を行いたいと思います。まず、第4回「企画・調査部会」の方での審議内容をご説明ください。

○委員

パブリックコメントについて、以下の項目にポイントを置いて、部会として検討しました。1つは、認知症対策です。国も「新オレンジプラン」を提示していますが、私たちは大変大きな認知症の転換期に臨むこととなります。つまり、大変なマスで認知症の人たちが出現する町が当たり前となる。企画・調査部会での審議では、とにかく早く受診をして、早く対応できれば悪化は防げるということが一般の住民の方に浸透しておらず、不安に思っている人が多いので、住民の方に理解していただき、高齢者ご本人やその家族が早目に受診をして、治療を始めることができる環境を整えていく必要があると考えます。

認知症ケアは、家族への支援が重要となります。認知症サポーター養成研修は、一般の

方の認知症理解ということにとどまっているので、家族支援につながるような方策というものが必要かと考えます。

さらに、認知症というものが、ある意味普遍的な病気や症状として、若いうちから理解を深めていく。先ほどのサポーターの養成講座も、大学生を対象にするなどの取り組みが必要かと思えます。認知症理解や介護予防としての生活習慣の意識啓発という意味では、若い人たちにとっても大きな意味合いがあります。小さい頃から高齢者と交流し、理解を進めることによって、認知症に対する無理解や不安というものをなくし、むしろ共生する社会、ともに生きる市民社会をつくっていく仕掛けをつくるべきです。

(2つ目) 総合事業に関して、ボランティアは、地域資源として必要不可欠ですので、ボランティアやボランティア活動を制度的にどう位置づけるのか、その活動における労働災害や研修などの保障をきちんとすべきです。

(3つ目) 総合事業のケアの質の確保や、トラブルがあった場合の責任体制や補償の仕方、相談できる仕組みという意味で、利用者から見た安全・安心を担保する仕組みをどうつくっていくのか、これをぜひ検討していただきたい。何よりも自助・共助の仕組みや組織づくりを、行政側ができる限りバックアップしていく公助の仕組みを市民と協働してつくっていくことが肝要だと考えます。

この事業のもう1つの着目点は、サービス付き高齢者向け住宅の、囲い込みのようなケースにどう対応するか、神戸市としてきちんと組み込んだ対応策を、部会では考えております。

さらに、介護人材の話になります。とりわけ重度の高齢者のケアを担う人材が必要となってきますが、人材不足というものが深刻となってきている。介護人材の重要性や専門性をきちんと認知し、そういう社会風土をつくっていき、その方たちの職業としての社会的地位の向上を図っていく、具体的な神戸市独自のモデルをこれから提案していくべきではないか。具体的には、見守りや地域活動から入って、段々と介護職など専門職までステップアップしていく、キャリアパスのようなものを神戸市がサポートできる、そういう仕組みも必要ではないか。何にせよサービスを実施するには、その実効性を担保するための人材は不可欠で、都市間の競争がこれから激しくなると思いますが、神戸市独自の人材確保・養成という方法をぜひ仕組みとして考えていただきたいと思えます。

今回の介護保険の改革は大変大きな意味合いがあるが、2025年に向けて最初の第一歩をどう踏み出すかという、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域社会や事業者だけで

はなく、地域格差の是正を行政が責任を持って行っていく意思の表明が必要だと思いますので、2025年に向けた具体的なロードマップをより長期に向けて提示していく必要があります。以上です。

○分科会長

ありがとうございました。

○委員

今回、パブリックコメントの意見で出ているのは、保険料が2倍になる想定について、下げてほしいということ、保険料を上げたりサービスが低下したりしないようにという意見が多かったと思います。

神戸市もいろいろ努力され、保険料を下げるために、健康寿命を取り入れ、国の公費が出るものであるとか、所得金額の区分をいろいろと工夫し、全体の保険料を予想よりも引き下げるための努力はわかるのですが、2025年に向けてゆくゆくは2倍を超える保険料にならざるを得ないし、それがさらに加速していく危惧をしています。

もう一つ、国の動向で、介護報酬の引き下げです。在宅系も施設系も今、本当に大変な状況です。もっと努力して、保険料をさらに下げるという考え方はないでしょうか。

○事務局

今回、パブリックコメント時より保険料が下がったというのは、介護報酬がマイナス2.27%に改定されたということが、大きな要因かと思います。また、所得段階に応じた保険料設定をというご意見もいただいており、今まで保険料段階が例えば300万円以上600万円未満と幅が広いところについて、少し刻みを入れて、今回15段階までの設定したのは、今、聞いている政令市の中でも一番細分化されている数かと聞いています。それと所得に応じた負担割合ということで、合計所得金額1,000万円以上の方については、今まで2.25という料率を今回2.5という料率に上げさせていただいていて、政令市の中では、最高の料率になっていますが、これは負担能力に応じた保険料をと、今回つくり上げさせていただいている結果ということです。

一方で、委員がいわれるように人材確保が懸念されている中で、単に報酬が下がれば、利用者、保険者も少しは楽になります。逆に事業者の方々にとっては、人材確保を非常に懸念するところと聞いています。ただ、処遇改善に向けては、プラス1.65%という増改定の予定もしておりますし、また、各種加算等の算定によってやっていけるということも聞いてはおります。ただ、厳しいのは厳しいと伺っております。

そういう中で、市としては、人材確保に向けて、働く人々が誇りを持って就業を続けていけるよう、離職率が高い3年を目途とした人材の育成を施策として出しています。ご理解をいただきたいと思います。

○委員

保険料の算定については、国の基準等々に見合った形でやっているが、15年間やってきたこの制度が崩壊していることは、国会論戦でも様々な政党の方からいわれておりますので、制度の考え方そのものの見直しを国にも要望していただきたい。私個人としては、保険料がこれだけ上がるということに反対を表明しておきます。

もう一つ、特に事業者の皆さんが気になっているのが、総合事業の問題です。平成29年度から始めるということで、今回の計画も29年度で終わることになるが、その総合事業に移るときの計画は、どういうスタンスになっているのか確認しておきたいと思います。

○事務局

こちらの計画につきましては、56ページに「介護予防・日常生活支援総合事業の創設」という節を計画案の中で、本市では、受け皿の整備等に一定の時間をかけて、平成29年4月から30年3月までの1年間で、要支援認定の更新にあわせて移行を1年間していくというスケジュールになっております。また、今後の円滑な移行に向けて、基準策定、多様なサービス提供の主体の確保、事業者や市民への早期の周知というところが一番大切かと思っております。

目標のところに記載しているように、神戸市の実情に応じたサービスの基準を策定していくこと、サービス提供体制を確保するため不足するサービスの立ち上げ支援や、サービスの担い手を養成する研修を実施していくこととしていますが、具体的には、来年度からサービスの基準等を審議していくワーキングチームの立ち上げ等を「企画・調査部会」の中で位置づけをして、そこで議論をし、またこちらの専門分科会にもご報告をさせていただきたいと考えてはおります。

○委員

わかりました。総合事業は29年4月に創設し1年間かけて移行していくが、もう一つの部会をつくり、中身を順次確認しながら準備を進めていくということによろしいですね。

○事務局

そうです。

○委員

174ページの所得金額の区分についてですけれど、この1,000万円というのはどういう基準で決められたのですか。この1,000万円は、ようやく1,000万円になった人と、たくさん持っていらっしゃる人と、ここがすごく差がある気がするのです。この600万円から800万円で区分されたのですが、1,000万円以上の先にもう一つ設け、もう少し高額の方からたくさん取られたらいいと思います。

○分科会長

事務局、この算定の基準をお願いします。

○事務局

そもそも国基準の保険料段階が、今まで第6段階までだった標準を今回、第9段階に改正いたしました。国では第9段階、本人合計所得金額が290万円以上の方の保険料率1.7倍というところで終わっており、これ以上の多段階化は各市町村・保険者が条例で規定して定めることができる形になっております。神戸市は、現行12段階のところを次期から15段階にまで細分化をするのですが、今の時点では1,000万円以上というところを一つの区切りにして、その料率を2.5にさせていただいております。

所得に占める保険料の負担感を見ますと、所得が多くなればそれだけ保険料額は高くなりますが、所得の低い方と比べますと負担率は少し低くなるというのはあります。今の時点ではここを最高料率の区分との設定をさせていただいております。

○分科会長

よろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。

○委員

国から示されたことに対し、神戸市は、すごく一生懸命されていると思います。残念に思うのは、パブリックコメントの意見の中で、「保険料を引き上げるのはだめだ」「下げるのはだめだ」と、だめばかりといているところです。そうではなくて、今後は、下げないためにどうしたらいいか、上げないためにどうしたらいいかということの皆さんの意見を汲み取るような発信をしていただければと思います。反対するのは簡単です。そうではなく、限られた資源の中でそれを有効に使うためにはどうしたらいいか。市民が150万人もいるのであれば、いいアイデアが出てくるのではないかと思います。

それと、2025年について、もう数年前から話が出されている割には具体的なことが何も見えない。ついこの間、震災後20年ということになりましたが、一方で、2025年はもう10年先なのです。ですから、だめばかりではなく、今の状態でどうしたらいいかを市民に

発信して、その中でいいアイデアが出てくれば、どんどん汲み上げていただきたいと思います。以上です。

○事務局

住民説明会を開催させていただきまして、この内容と同じく厳しいご意見をちょうだいしております。ただ、あるところで、我々が健康寿命の延伸を市民の方と一緒にやっていきたいということを申し上げたところ、ある自治会の役員をされておられるような方が、まさしくそうだ、自分たちの地域でそういったことを勉強しようと、出前トークの要請もございました。そういった市民の方が、我々の計画案を非常に肯定的に受けとめていただいて、自分たちがしないといけないことは何だろうという熱心なご意見をちょうだいした方もおられました。

○分科会長

ありがとうございます。パブリックコメントだけではなくて、そういう住民と直に意見を聞くような会を、今後もぜひ続けていただけるといいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

最終案として委員の皆様のご了承をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○分科会長

なお、本日の皆様のご審議を踏まえた上で、事務局の方には修正をしていただくところもあると思いますので、この後の修正につきましては、分科会会長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○分科会長

ありがとうございます。

【審議事項2】神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱の改正について
⇒事務局から資料説明

○分科会長

ありがとうございました。それでは、今のご説明に関して、ご質問、意見ありましたら、お願いいたします。

それでは、企画・調査部会にワーキングチームを設置するということについて、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○分科会長

ありがとうございます。

【報告事項1】神戸市特別養護老人ホーム入所指針の改正について

⇒事務局から資料説明

○分科会長

ありがとうございました。

それでは、この神戸市特別養護老人ホーム入所指針の改正についてということでご説明いただいたのですが、皆様の方からご質問、ご意見がおありでしたら、お願いいたします。

○委員

私達の団体では、介護保険制度が出来た時に、神戸市とともに入所指針をつくり、他都市よりも施設に入りやすくなっていると思います。

法的には、要介護1・2の方を新規に受けてはいけないということに決まりましたが、1・2であっても施設でないとみられない人たくさんいる。そういう方が入れるようにということで、当団体と神戸市とが話し合い、基本的にまとまったのがこの形です。ただ、ほとんどの方が65点を取れるようにはなっていて、65点未満の方が神戸市に申し出ていただくという形になります。65点を取っていただいた場合は、施設の方の判断で入所を受け入れる形になりますので、その辺りについて神戸市は非常に協力的にやっていただきました。ただ、一つ懸念していたのは、要介護1・2の報酬単価がガクッと落ちるのではないかとことです。ただ、今回、報酬改定を見ている限りでは下がっていますが、何とか要介護1・2の方で家族の方が在宅でみられない方を施設がみることができる道が開けたというところで、我々としては、よかったなと思っております。

○分科会長

ありがとうございます。補足説明をしていただきました。

神戸市と共同で検討していただいた策ということで、この案、いかがですか。

○委員

なかなか立派なことと思いますが、例えば、65点ありましたら、即入居できる。それ以外の場合は、市に相談したら入れる。それだけの施設があるのかお聞きしたい。

○事務局

まず施設に入るにあたり、65点という点数で入所判定会議を開くのですが、要介護1・2の方は、基本的にはその入所判定会議に諮れないところ、今回、ご相談させていただいて、要介護1の方でも、65点以上であったり、65点未満であっても、神戸市の方で判定して入所の必要があれば、その判定会議に諮っていただけることとなりました。判定会議に諮ったら、やはり要介護4、5の方がおられますので、その中から緊急度の高い方に順番に入っていただくということです。ですから、特例入所の対象者になったら入れるということではなく、その中で、再度、施設の中で判断していただくということです。

○委員

そうしましたら、今、現状、入っていらっしゃる方が出る可能性があるのですか。

○事務局

現在、例えば、要介護1・2の方は、そのまま入り続けていただく。現在、入所している方は入っていただけます。

○委員

その上に、要介護3以上の方があれば、入る余地はあるのですか。何かものすごく待っているとということを伺いますが。

○事務局

特別養護老人ホームを待機という形で待っておられる方が、多くおられます。その中で、現在、病院や他の老健施設などに入っておられる方も、重複して申し込んでおられます。一方で、在宅で待っておられて、しかも要介護度が高い方が、優先度が高いのかなと思っております。そういう優先度が高い方が、神戸市では、推計で1,000人から1,300人ぐらいおられるのかなと思います。今、市内には90程度の特養がありますが、その中で自然退所もありますし、次の第6期計画では特養を3年間で750床作っていこうという計画です。すぐには入れない、お待ちいただくということにはなりますが、必要な方には少しお待ちいただくとお入りいただけるよう、引き続き努力させていただきたいと考えております。

○委員

最近は30歳代でもかなり見つかっていますが、40歳代、50歳代で認知症を発症された方、そのような方は要介護度が1か2になってます。ご主人が認知症になられた場合は、その奥さんは働かなくてははいけない。介護度1・2が出た、でも家でみることはできない。介護保険のお金も出しづらい、介護保険の利用がしづらいと聞きます。そういう場合はどうしたらよろしいでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○事務局

それは、お金も出しづらいというのは、どういうことですか。

○委員

奥さんがパートで働いても、収入が300万円もないと思うのです。介護が必要になった時、実際に介護保険を使われる方が50%ぐらいという話を聞くのですが、やはり費用の問題も少し絡んでいるのではないかと思うのです。介護保険あるいは特別養護老人ホームに入所したいが、要介護1・2では入所できないということであれば、どのような救済の処置をとればいいのか教えていただければありがたいと思います。

○事務局

低所得者対策というところを考えると、施設入所に際しては、部屋代や食事代の実費負担分について、所得の低い方に対しては、別途補足給付が出ますので、通常の場合でも負担が軽減される制度がございます。

在宅の生活をされている方で、例えば、介護サービスを受けた場合、1割の利用者負担が払えないという方に対して、例えば、社会福祉法人減免という、低所得者軽減策というのがございます。その分につきましては、今の負担よりも少ない負担でサービスを受けることができます。現行、社会福祉法人が提供しているデイサービスや訪問介護などにつきましては、社会福祉法人の中でそこを負担していただくこともしています。ただ、なかなかわかりづらいということがございましたら、在宅サービスでもそういった軽減策があるということを説明していきたいと思っています。

○分科会長

ありがとうございました。よろしいですか。

○委員

確認ですが、4月1日施行になっているのですが、今待機として申し込んでいる人の対応をどうするのかということです。これから申し込む人はこの基準でいって、今、待機の人の方は4月1日にみんな更新するのですか。

もう一つは、先ほど委員が言われた、65点未満であって、入所の必要性があると判断する場合、この点数を本人もしくは家族に公開するののかということです。施設に入りたいけど点数が足りないといった場合は、神戸市が何か対処するのか、そこを確認したいと思います。

○事務局

まず、今入所申し込みをしていただいている方ですけども、3月までに申し込みいただいている方は、改めて申し込みし直していただく必要はございません。そのまま結構です。ただ、この入所につきましては、毎年7月に神戸市老人施設連盟さんが、既にどこかの施設に決まっているとか要介護度というところを全施設に確認されますので、その時点で、例えば、今まで要介護3だったのが2になったということがあれば、その時点で再度申し込みをし直していただくことになります。それは、すべての入居者、申込者の方に共通の分です。

点数ですが、基本的には申し込んだ時点で点数がわかるはずですので、施設の方から、65点未満の方について入所の必要性をご相談いただければ、要介護度や介護者の状況、お住まいの環境なども含めて市の方で判断して、その方に特例入所の判断が必要であれば、また施設の方にお返しするという形になると思います。再度そこで優先順位をつけて、その中で決めていただくということです。

○分科会長

はい、ありがとうございます。

○委員

経済的な要件で介護保険サービスを利用できない場合、介護の必要性というところの点数が自動的に低くなるのですね。在宅介護の困難性のところで、経済的な要件というのはほとんどない状況なのです。「その他の理由により介護困難な場合」は5点という形になっているので、低所得者の方とか、非課税世帯の方で、要介護1・2の認定の方が、自動的に65点未満になる可能性もあるかなと思います。特別養護老人ホームというのは、社会福祉法の中で定められている施設ですので、「その他の理由」の中に、その辺のところの要件をちょっと勘案していただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○分科会長

ご意見をいただいたということでよろしいでしょうか。

○委員

はい。

V その他

VII 閉会